

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画（初回策定）

令和4年2月25日
株式会社 ナルミヤ

女性従業員の職業生活に関する機会の提供及び職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備のため、次の行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年4月1日～令和8年3月31日までの4年間

2. 内容（達成しようとする目標に関する事項）

① 女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供

目標1：管理職（課長級以上）に占める女性の割合を30%以上にする。

② 職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備

目標2：令和8年3月までに、社員の年次有給休暇の取得日数を、一人当たり平均年間14日以上とする。（現状：社員は12.0日（見込）、パートは100%取得見込）